

山梨県立図書館 指定管理者募集要項等に関する質問への回答

No.	質問内容	回答
1	災害発生時の図書館の利用者等の避難場所はどこでしょうか。	<p>甲府市では、新県立図書館の最寄りの避難地(※1)として甲府市歴史公園(甲府市北口2丁目)、避難所(※2)として新紺屋小学校(甲府市武田1丁目)を指定しています。</p> <p>※1 避難地：身の安全を確保するため、一時的に避難する場所 ※2 避難所：自宅での生活が困難な場合に、一時的に生活する場所</p>
2	募集要項 11 ページ(6)付属書類⑧「直近1年間の県税、法人税、消費税の滞納がない証明 ※その他参考となる資料を添付することも差し支えありません。」とあるが、現在、山梨県内に事業所がない場合、県税の納税証明書の提出は必要でしょうか。	<p>山梨県税の納税義務がない場合、山梨県税の納税証明書の提出ができないため、「その他参考となる資料」として、納税義務のある都道府県税の納税証明書を提出してください。</p>
3	現場説明会において最後に壁面緑化の説明がありましたが、聞き取りにくかったため、もう一度ご説明願いますか。	<p>壁面緑化の管理等については、募集要項の添付資料「山梨県立図書館指定管理業務仕様書(2施設管理)No.68」に記載してあります。</p> <p>樹種は、テイカカズラとニシキテイカカズラを予定しており、プランターに植えることとなります。</p> <p>プランターは、壁面の縦方向に、2.5m間隔で1段から場所によって最大5段設置し、プランターの内側に沿って設置するファインフロア(点検用の歩廊)を利用して、剪定や施肥作業が可能となります。</p> <p>上に伸びる性質がある植物であるため、適切に剪定を行い、横方向に葉を伸ばす必要があります。また、常緑樹ですが、冬は紅葉し、ある程度葉を落とすため、出来るだけ葉を落とさずに冬を越すためにも適切な剪定が必要となります。</p> <p>緑化壁が、建物の南西壁面の大きな割合を占め、その管理の状態が、建物の外観に大きく影響するため、きめ細かな管理が必要となります。</p>
4	募集要項の 11 ページ(6)付属書類⑥事業報告書とは具体的にどんなものを提示すればよいのか。例えば弊社であれば 日常清掃〇〇円/年	<p>事業(営業)報告書は、応募しようとする団体の営業実績だけでなく、経営や運営全般の状況を確認する資料です。</p> <p>事業(営業)報告書の記載項目は決まっていますが、本県のお他施設の指定管理者に</p>

	<p>定期清掃〇〇円／年 消防設備〇〇円／年 警備業務〇〇円／年・・・ と一覧表で3年間の実績を提示すればよいのでしょうか。</p>	<p>募した団体からは、主要な事業、事業の経過及び成果、課題、設備投資や資金調達、財産や損益、事業所、従業員、関係企業、主要な借入先、株式に関する事項等を記載した報告書が提出されています。</p>
5	<p>トイレトーパー及びゴミ回収に必要なビニール袋は山梨県で用意していただけるのでしょうか。</p>	<p>指定管理者が用意することとなります。</p>
6	<p>窓硝子清掃を実施するにあたり、屋上にはロープを縛り付ける丸環は設置されているのでしょうか。また設置されているのであれば、その位置と加重限度幅も教えてください。</p>	<p>窓硝子清掃は、建物の東側屋上に設置する屋外機を囲む目隠しルーバーの下地鉄骨（200mm×200mmのH鋼）や太陽光発電設備を支える架台（125mm×125mmの角鋼を下地とした束）にロープを縛り付けて行うことが可能です。</p> <p>下地鉄骨等は北側・東側建物外周部に概ね4.5m間隔で設置されており、500kg程度の加重に耐えられます。</p> <p>また、建物西側、南側の緑化壁のある壁面の硝子清掃は、壁面緑化のプランター管理用のファインフロアを使うことができます。</p> <p>なお、建物東側には200mmの庇（クラッシュガラス）が有るため、ロープを下げる場合は、庇にあたらぬ位置までロープを持ち出す部材が必要となります。</p>
7	<p>床面を剥離清掃した場合、発生した汚水は持ち帰って処理しなければいけないのでしょうか。</p> <p>製品安全データシートを添付いたしましたので、ご検討ください。</p> <p>ちなみにPH13～14となっておりますが、希釈して使用いたしますので最終汚水としては、中性に近い値となります。</p>	<p>新県立図書館では、甲府市で管理する公共下水道に汚水を排出します。</p> <p>甲府市で定めている有害物質や環境項目等の下水排除基準の全ての項目について、確実に基準内でなければ排出できません。</p> <p>※ 甲府市の下水排除基準は、上下水道局 HP で公表されています。</p> <p>http://www.water.kofu.yamanashi.jp/?lang=jp&var=contents/20090325021240</p>

No.1, No.2 は、12月13日に開催した業務説明会において、その場で回答できなかった項目、又は、回答が不十分であった項目です。